

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第四号

埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年四月十五日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成七年埼玉県規程第百六号）の一部を次のように改正する。

第四条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の期間から、次の各号に該当するごとに五日短縮することができる。ただし、この場合においても、当該期間を十日未満とすることはできない。

一 公告を電子情報処理組織を使用して行う場合

二 入札説明書の配付を公告を行った日から電子情報処理組織を使用して行う場合

三 入札書の受理を電子情報処理組織を使用する方法のみにより行う場合

3 前二項の規定にかかわらず、商業上の物品又は役務（行政機関に係る目的以外のために提供され、かつ、当該買手により通常購入される種類の物品又は役務をいう。）に係る特定調達契約を締結しようとする場合で、かつ、当該特定調達契約の一般競争入札に係る公告及び入札説明書の配付を電子情報処理組織を使用して行う場合においては、その期間を十三日（当該特定調達契約の一般競争入札に係る入札書の受理を電子情報処理組織を使用する方法のみにより行う場合にあつては、十日）までに短縮することができる。

第五条第一項中「第三項」を「第五項」に改め、同条第四項中「前条第一項及び第二項」を「前条第一項から第四項まで」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。